

大学院工学研究科 博士前期課程 環境デザイン専攻における  
修士研究審査基準に関する申し合わせ

平成 25 年 6 月 17 日  
環境デザイン専攻

(1) 本申し合わせは、大学院設置基準（平成 18 年 3 月 31 日改定、文科令 11）第 14 条の 2 に定める学修の成果に係る評価ならびに修了の認定にあたり、客観性及び厳格性を確保するための基準を定める。ここで定める基準は、修士研究の審査に必要な最低限の基準とし、修士研究の水準向上を図るために更なる努力を怠ってはならない。

(2) 修士論文の審査にあたっては、次の基準に基づいて評価を行う。

1. 問題意識が明確で、課題設定が適切であり、既往研究との関連性が明確であること。
2. 研究内容・成果に新規性、有用性、応用性、または、発展性などが認められ、価値があること。
3. 研究の目的、実施内容、結果が明瞭で論理展開が一貫していること。
4. 内容、調査・実験・引用データなどに重大な誤りがなく、信頼度の高いものであること。
5. 全体の構成や参考文献の引用が適切で、論文としての体裁が調い、完成度が高いこと。

(3) 修士作品の審査にあたっては、次の基準に基づいて評価を行う。

1. 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
2. 作品に、有用性、応用性、または、発展性などが認められ、価値があること。
3. 作品に、新規性、独自性が認められ、オリジナリティがあること。
4. 作品の内容、主張、引用データなどに重大な誤りがなく、信頼度の高いものであること。
5. 全体の構成が適切で、提出物条件を満たし、作品としての体裁が整い、完成度が高いこと。

(4) 修士研究の内容が、下記の基準のうち、少なくとも 1 つを満たしていること。

1. 審査対象となる修士論文の内容の全て、あるいはその一部が学協会およびそれに準じる機関の発行する論文誌、機関誌等に掲載されている、あるいは掲載確定であること。ただし、査読の有無、著述言語は問わない。
2. 審査対象となる修士論文の内容の全て、あるいはその一部が大阪産業大学論集に掲載されている、あるいは掲載確定であること。
3. 審査対象となる修士論文の内容の一部が国内外の学術団体が主催する研究発表会（学会、研究会、国際会議など）において発表済み、あるいは課程終了後に発表が確定していること。
4. 審査対象となる修士論文の内容が公表されている（本学ホームページ上での公表を含む）こと。
5. 国内外の公的な機関・大学・団体・企業主催のワークショップ、デザインコンペ、コンクール、展覧会等へ参加し、出品もしくは発表済み、あるいは課程終了後に出品もしくは発表が確定していること。個展、グループ展も認める。

ただし、上記1.2.5.については、第一著者は当該学生あるいは指導教員（本学以外も含む）および指導補助教員（授業担当教員ならびに当該学生が所属する研究室に在籍する講師、助手を含む）、3.については登壇者（ポスター講演については主たる発表者）に限るものとする。

#### 附則

この申し合わせは、平成26年度入学者から適用し、平成26年4月1日から施行する。